

原子力発電所の確率論的リスク評価に関する実施基準（レベル3PRA 編：201X）公衆審査 における三瓶 正三様ご意見と回答

<ご意見>

「P221 P10:201X 解説 2.3 レベル3PRAの適用」について

原子力学会の会員として、貴学会の「原子力発電所の確率論的リスク評価に関する実施基準（レベル3PRA 編）」の標準仕様の改定の取り組みに敬意を表します。

私は、原子力災害・防災対策の専門家の一人として、「レベル3PRAの適用」について、原子力防災対策、広域避難計画の実効性を評価・検証するための有力なツールとして、積極的に活用・推進する立場から意見を述べたいと思います。

結論としては、「レベル3PRAの解析結果」を「避難範囲」と「スクリーニング範囲」を決めるための判断のツールとして活用する場合、下記の2つの選択肢から、どちらを選ぶことが正しい活用方法かということです。

- ・ 解析結果を防災地図に直接マッピングして活用するか？
- ・ 解析結果をマッピングする手前の段階の俯瞰の状態で活用するか？

私の意見は、後者の活用方法を前提に、原子力学会として「標準仕様の策定」を期待したいということです。

ここでご紹介したいのは、原子力災害・防災対策に「レベル3PRAの適用」を実行する受け皿となる立地自治体が、すでに存在するという事実です。

原子力の安全対策や防災対策の先進県の茨城県では、国や全国の立地自治体より先んじて、2009年4月改定の茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の中で原子力防災対策の実効性を評価・検証するための有力なツールとして、「レベル3PRAの適用」を実現させています。

<回答>

『原子力発電所の確率論的リスク評価に関する実施基準（レベル3PRA 編）：201X』の公衆審査につきまして、ご意見をいただきありがとうございます。レベル3PRAを自治体の原子力防災対策の実効性評価に積極的に活用されていることにまず敬意を表します。

レベル3PRAは原子力防災対策や広域避難計画の実効性評価の有力なツールであり、これらへの活用は本実施基準の活用の一つの分野である旨を解説にも記載しています。活用にあたっては、茨城県地域防災計画（原子力災害対策計画編）参考資料編にあるように最新の知見を反映させ、専門家による継続的な技術的評価・検証をされた上で進めていただくことを期待します。

また、自治体における様々な取り組みには、原子力学会員の協力を奨励します。